広 報 部 規 則

- 第1条 一般財団法人青森県バスケットボール協会(以下「本協会」という。)基本規程第4章第2 1条に基づき広報部(以下「部会」という。)規則を設ける。
- 第2条 部会は、次の事業を処理する。
 - (1) 本協会のホームページの更新に関わること
 - (2) 本協会が主催及び主管する試合結果の報告に関わること
 - (3) 上記試合結果の記録の保管、広報に関わること
- 第3条 部会は理事会において推薦され、会長が委嘱した次の者を以て組織する。 部長 1名 副部長 1名 会計 1名 部員 若干名
- 第4条 部長は部会を代表し部会の会務を掌理する。
 - 2 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは職務を代行する。
 - 3 会計は部会内の予算の収支について管理する。
- 第5条 部長、副部長、会計及び部員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 第6条 部会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り、評議員会の承認を受ける。
- 第7条 部会は部長が招集し、その議長となる。

- 1 この規程は平成30年6月10日から施行する。
- 2 この規則は令和2年6月22日から一部改正施行する。

総 務 財 務 部 規 則

- 第1条 一般財団法人青森県バスケットボール協会(以下「本協会」という。)基本規程第4章第2 1条に基づき総務財務部(以下「部会」という。)規則を設ける。
- 第2条 部会は次の事業を処理する。
 - (1) フェアプレー精神、リスペクト精神の醸成に関すること
 - (2) 競技会で発生した登録チーム、選手及びコーチ等に対する懲罰事項に関すること
 - (3) バスケットボールに対する一般世評を悪化させる恐れのある事項の防止に関すること
 - (4) バスケットボールの普及全般に関すること
 - (5) 表彰に関すること
 - (6) 各専門部との連携や他のどの部会にも属さない事項
 - (7) 本協会の会費及び登録料の徴収に関すること
 - (8) 公益財団法人日本バスケットボール協会及び東北バスケットボール協会の登録料の徴収に関すること
 - (9) 本協会の財務会計に関すること
- 第3条 部会は理事会において推薦され、会長が委嘱した次の者を以て組織する。 部長 1名 副部長 1名 会計 1名 部員 若干名
- 第4条 部長は部会を代表し部会の会務を掌理する。
 - 2 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは職務を代行する。
 - 3 会計は部会内の予算の収支について管理する。
- 第5条 部長、副部長、会計及び部員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 第6条 部会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り、評議員会の承認を受ける。
- 第7条 部会は部長が招集し、その議長となる。

- 1 この規程は平成30年6月10日から施行する。
- 2 この規則は令和2年6月22日から一部改正施行する。

普 及 部 規 則

- 第1条 一般財団法人青森県バスケットボール協会(以下「本協会」という。)基本規程第4章第2 1条に基づき普及部(以下「部会」という。)規則を設ける。
- 第2条 部会は次の事業を処理する。
 - (1) 競技技術の研究、指導及び普及に関すること
 - (2) 技術講習会、研究会及び練習会等に関すること
 - (3) バスケットボールの指導要領に関すること
 - (4) 指導者の育成に関すること
 - (5) バスケットボールの年代別普及に関すること
- 第3条 部会は理事会において推薦され、会長が委嘱した次の者を以て組織する。 部長 1名 副部長 1名 会計 1名 部員 若干名
- 第4条 部長は部会を代表し部会の会務を掌理する。
 - 2 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは職務を代行する。
 - 3 会計は部会内の予算の収支について管理する。
- 第5条 部長、副部長、会計及び部員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 第6条 部会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り、評議員会の承認を受ける。
- 第7条 部会は部長が招集し、その議長となる。

- 1 この規程は平成30年6月10日から施行する。
- 2 この規則は令和2年6月22日から一部改正施行する。

競 技 部 規 則

- 第1条 一般財団法人青森県バスケットボール協会(以下「本協会」という。)第4章第21条に基づき競技部(以下「部会」という。)規則を設ける。
- 第2条 部会は次の事業を処理する。
 - (1) 各種競技会の調整や運営に関わる事項の研究、指導
 - ア 競技会の要項作成と確認
 - イ 競技規則の運用についての確認と指導
 - ウ 試合会場の適否についての指導
 - エ 施設設備の確認と指導
 - オ 各種大会の記録の収集
 - (2) 登録選手が所属するチームを対象とする指導及び交流会等の実施
 - 2 部会には3×3委員会を置き、次の事業を処理する。
 - (1) 3×3競技の普及と啓蒙活動に関すること
 - 3 部会には障がい者委員会を置き、次の事業を処理する。
 - (1) 障がい者バスケットボールの普及と推進に関すること
- 第3条 部会は理事会において推薦され、会長が委嘱した次の者を以て組織する。 部長 1名 副部長 1名 会計 1名 部員 若干名
- 第4条 部長は部会を代表し部会の会務を掌理する。
 - 2 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは職務を代行する。
 - 3 会計は部会内の予算の収支について管理する。
- 第5条 第5条 部長、副部長、会計及び部員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 第6条 部会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り、評議員会の承認を受ける。
- 第7条 部会は部長が招集し、その議長となる。

- 1 この規程は平成30年6月10日から施行する。
- 2 この規則は令和2年6月22日から一部改正施行する。

T O 部 規 則

- 第1条 一般財団法人青森県バスケットボール協会(以下「本協会」という。)基本規程第4章第2 1条に基づきTO部(以下「部会」という。)規則を設ける。
- 第2条 部会は次の事業を処理する。
 - (1) テーブルオフィシャルズの普及・育成に関すること
- 第3条 部会は理事会において推薦され、会長が委嘱した次の者を以て組織する。 部長 1名 副部長 1名 会計 1名 部員 若干名
- 第4条 部長は部会を代表し部会の会務を掌理する。
 - 2 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは職務を代行する。
 - 3 会計は部会内の予算の収支について管理する。
- 第5条 部長、副部長、会計及び部員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 第6条 部会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り、評議員会の承認を受ける。
- 第7条 部会は部長が招集し、その議長となる。

- 1 この規程は平成30年6月10日から施行する。
- 2 この規則は令和2年6月22日から一部改正施行する。

審判部規則

- 第1条 一般財団法人青森県バスケットボール協会(以下「本協会」という。)基本規程第4章第2 1条に基づき審判部(以下「部会」という。)規則を設ける。
- 第2条 部会には審判委員会を置き、次の事業を処理する。
 - (1) 審判員の登録に関すること
 - (2) 審判員の大会派遣に関すること
 - (3) 各競技会の審判員の割当に関すること
 - (4) 審判員の普及及び育成に関すること
 - (5) 競技規則の研究に関すること
 - 2 審判委員会のその他の詳細については、別途定める審判委員会規則に従う。
 - 3 部会には審判インストラクター委員会を置き、次の事業を処理する。
 - (1) 審判員のライセンス更新、新規審査に関すること
 - (2) 審判員の研修に関すること
 - (3) 審判技術の向上に関すること
 - (4) 上級審判の育成に関すること
 - 4 審判インストラクター委員会のその他の詳細については、別途定める審判インストラクター委員会規則に従う。
- 第3条 部会は理事会において推薦され、会長が委嘱した次の者を以て組織する。 部長 1名 副部長 1名 会計 1名 部員 若干名
- 第4条 部長は部会を代表し部会の会務を掌理する。
 - 2 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは職務を代行する。
 - 3 会計は部会内の予算の収支について管理する。
- 第5条 部長、副部長、会計及び部員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 第6条 部会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り、評議員会の承認を受ける。
- 第7条 部会は部長が招集し、その議長となる。

- 1 この規程は平成30年6月10日から施行する。
- 2 この規則は令和2年6月22日から一部改正施行する。

医 科 学 部 規 則

- 第1条 一般財団法人青森県バスケットボール協会(以下「本協会」という。)基本規程第4章第2 1条に基づき医科学部(以下「部会」という。)規則を設ける。
- 第2条 部会は、次の事業を処理する。
 - (1) 本協会の事業における医事活動に関すること
 - (2) バスケットボールの傷害予防を目的とした啓蒙活動に関すること
 - (3) バスケットボールの競技に際しての帯同、初期診療活動に関すること
 - (4) その他、委員会の目的を達成するために必要と認められる活動に関すること
- 第3条 部会は理事会において推薦され、会長が委嘱した次の者を以て組織する。 部長 1名 副部長 1名 会計 1名 部員 若干名
- 第4条 部長は部会を代表し部会の会務を掌理する。
 - 2 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは職務を代行する。
 - 3 会計は部会内の予算の収支について管理する。
- 第5条 部長、副部長、会計及び部員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 第6条 部会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り、評議員会の承認を受ける。
- 第7条 部会は部長が招集し、その議長となる。

- 1 この規程は平成30年6月10日から施行する。
- 2 この規則は令和2年6月22日から一部改正施行する。

指 導 者 養 成 部 規 則

- 第1条 一般財団法人青森県バスケットボール協会(以下「本協会」という。)基本規程第4章第2 1条に基づき指導者養成部(以下「部会」という。)規則を設ける。
- 第2条 部会は、次の事業を処理する。
 - (1) 指導者の育成に関すること
- 第3条 部会は理事会において推薦され、会長が委嘱した次の者を以て組織する。 部長 1名 副部長 1名 会計 1名 部員 若干名
- 第4条 部長は部会を代表し部会の会務を掌理する。
 - 2 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは職務を代行する。
 - 3 会計は部会内の予算の収支について管理する。
- 第5条 部長、副部長、会計及び部員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 第6条 部会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り、評議員会の承認を受ける。
- 第7条 部会は部長が招集し、その議長となる。

- 1 この規程は平成30年6月10日から施行する。
- 2 この規則は令和2年6月22日から一部改正施行する。

育 成 部 規 則

- 第1条 一般財団法人青森県バスケットボール協会(以下「本協会」という。)基本規程第4章第2 1条に基づき育成部(以下「部会」という。)規則を設ける。
- 第2条 部会は、次の事業を処理する。
 - (1) 競技技術の研究・指導及び育成に関すること
 - (2) 技術講習会、研究会及び練習会等に関すること
 - (3) バスケットボールの指導要領に関すること
 - (4) バスケットボールの年代別普及に関すること
- 第3条 部会は理事会において推薦され、会長が委嘱した次の者を以て組織する。 部長 1名 副部長 1名 会計 1名 部員 若干名
- 第4条 部長は部会を代表し部会の会務を掌理する。
 - 2 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは職務を代行する。
 - 3 会計は部会内の予算の収支について管理する。
- 第5条 部長、副部長、会計及び部員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 第6条 部会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り、評議員会の承認を受ける。
- 第7条 部会は部長が招集し、その議長となる。

- 1 この規程は平成30年6月10日から施行する。
- 2 この規則は令和2年6月22日から一部改正施行する。

審判委員会規則

第1章 名 称

第1条 一般財団法人青森県バスケットボール協会(以下「本協会」という。)審判部規則第2条第 2項に基づき審判委員会規則を設ける。

第2章 組 織

- 第2条 審判委員会は、本協会審判部長、審判部副部長、公益財団法人日本バスケットボール協会公認 S級・A級審判員、県内各地区審判長、各カテゴリーブロック長、審判インストラクター委員会委員長、東北ブロック審査委員、委員長の指名する会計担当者および若干名の学識経験者をもって組織する。
 - ※各地区とは東青、三八、中弘南黒、上十三、西北五、むつ下北の6地区とする。
 - ※各ブロックとは、ミニ、中学校、高校、大学、社会人、3×3の6ブロックとする。
 - 2 委員長は、本協会審判部長とし、副委員長は、本協会審判部副部長とする。

第3章 目 的

第3条 審判委員会は、バスケットボール審判技術の向上と競技審判の運営を円滑にさせ、もってバスケットボール競技の発展に資することを目的とする。

第4章 事 業

- 第4条 審判委員会は、その目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 審判員の養成と技術向上の研究
 - (2) 講習会、研修会の企画立案

第5章 会 計

- 第5条 審判委員会の経費は、本協会の交付金をもって運営する。
 - 2 決算は、本協会の監事の監査を受け、本協会の理事会の承認を受けるものとする。

第6章 特別会計

- 第6条 特別会計の経費は、会員の登録料、その他の収益をもってこれにあてる。
 - 2 この経費は、東北大会、全国大会派遣補助、審判講習等の事業及び審判審査委員会に関わる 経費にあてる。
 - 3 監事は特別会計の経理を監査し、その結果を審判委員会の総会に報告しなければならない。

第7章 議 決

第7条 審判委員会の議決の成立は、出席委員の過半数の同意を必要とする。また、この規程の条文を改めたり、条項を追加するとは、構成委員の過半数の出席を得たうえで、出席委員の過半数の同意により議決されなければならない。

- 1 この規程は平成30年6月10日から施行する。
- 2 この規則は令和2年6月22日から一部改正施行する。

審判インストラクター委員会規則

- 第1条 一般財団法人青森県バスケットボール協会(以下「本協会」という。)審判部規則第2条 (規程) 第4項に基づき審判インストラクター委員会規則を設ける。
- 第2条 審判インストラクター委員会(以下「委員会」という。)は次のことを目的とする。
 - (目的) (1) 公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「JBA」という。)公認B級・C級並 びにD級審判員の審査及びS級・A級審判員の育成
 - (2) IBA公認審判員の審判技術向上の実現
- 第3条 委員会は、JBA公認審判員審査業務を行うため次の業務を行う
- (業務) (1)活動計画の立案および活動報告
 - (2) 本協会が主催する大会またはこれに準ずる各種大会の審判の視察および審査
 - (3) 本協会が主催する講習会またはこれに準ずる各種講習会の審判の視察および審査
 - (4) 審査会の開催
 - (5) その他 | BA公認審判員審査業務に必要な事項
- 第4条 委員会は、次の委員をもって組織する
- (構成) (1) 理事会において推薦されたもの若干名
 - (2) 会長が指名するもの若干名
 - (3) 本協会審判部長及び審判部副部長
 - (4) 各地区審判部長及び各地区審査委員(※)
 - (5) 東北ブロック担当者
 - (6) JBA公認S級·A級審判員
 - ※各地区とは東青、三八、中弘南黒、上十三、西北五、むつ下北の6地区とする。
- 第5条 委員長は理事会が推薦し会長が委嘱する。副委員長は委員長の推薦を受け会長が委嘱する。
- (選挙及2 委員の任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

び任期)

- 第6条 委員長は委員会を代表し会務を統括し、委員会を招集しその議長となる。
- (職務) 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは職務を代行する。
- 第7条 委員長は必要と認めたとき審査会を招集しJBA公認審判員の審査を行う。また、委員の
- (審査会) 過半数から請求があった場合は審査会を招集しなければならない。
- 第8条 各種審判の資料は次のように作成する。
- (審査 (1) JBA公認C級・D級審判員は各地区審判委員長が作成した公認審判員認定評価表を 資料) 本協会審判部長が整理し、リストを作成・承認する。
 - (2) JBA公認B級審判員は本協会審判部長が公認審判員認定評価表を整理し、リストを作成・承認する。
 - (3) JBA公認A級審判員の育成は本協会審判部長の推薦に基づき審査会で審議の上、東北 バスケットボール協会審判審査委員会に強力に推薦を働きかける。
- 第9条 提出された推薦リストについて本協会審判部長の説明を受け、審議・承認する。

(審査

手続)

第10条 議決を経た推薦リストは理事会に提出して承認を受ける。

(審査後

の手続)

第11条 この規則の改正を必要とするときは構成委員の過半数の出席を得たうえで、出席委員の過 (規則の 半数の同意によりて議決されなければならない。

改正)

- 1 この規程は平成30年6月10日から施行する。
- 2 この規則は令和2年6月22日から一部改正施行する。

ア ン ダ ー カ テ ゴ リ ー 部 会 規 則 (U12部・U15部・U18部)

- 第1条 一般財団法人青森県バスケットボール協会(以下「本協会」という。)基本規程第4章第2 1条に基づきアンダーカテゴリー部会(U12部・U15部・U18部)(以下「部会」と いう。)規則を設ける。
- 第2条 部会は、次の事業を処理する。
 - (1) 各カテゴリーの選手のプレー環境整備に関すること
 - ア リーグ戦の推進・運営に関すること
 - イ 本協会主催競技会運営に関すること
 - ウ マンツーマンの推進に関すること(U12・U15)
- 第3条 部会は各カテゴリーに理事会において推薦され、会長が委嘱した次の者を以て組織する。 部長 1名 副部長 1名 会計 1名 部員 若干名
- 第4条 部長は部会を代表し部会の会務を掌理する。
 - 2 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは職務を代行する。
 - 3 会計は部会内の予算の収支について管理する。
- 第5条 部長、副部長、会計及び部員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 第6条 部会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り、評議員会の承認を受ける。
- 第7条 部会は部長が招集し、その議長となる。

- 1 この規程は平成30年6月10日から施行する。
- 2 この規則は令和2年6月22日から一部改正施行する。